

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年11月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500257 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500104 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和48年10月1日から同年9月21日に訂正し、昭和48年9月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和48年9月21日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年9月21日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年9月21日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格取得年月日は昭和48年10月1日となっているが、B社のC出張所（現在は、A社C事業所）に同年9月20日まで勤務し、同年9月21日にD市にあるA社の本社に転勤したので、同年9月21日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の所持する転勤命令、雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から判断すると、請求者が請求期間において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和48年9月21日にB社C出張所からA社本社に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和48年9月の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和48年10月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和48年9月21日から同年10月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを見ている

ことから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500287 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500105 号

第1 結論

請求者のA社本店（現在は、A社本社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成7年4月10日から同年4月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年4月1日から同年4月10日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社し、平成24年4月30日までの間、事業所間の転勤はあったものの中断することなく継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社B事業所から同社本店に異動した時期の平成7年4月1日から同年4月10日までの記録が無いので、同社本店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和45年4月1日にA社に入社し、平成24年4月30日までの間、中断することなく継続して勤務したとしているところ、雇用保険の記録、A社保管の人事記録及び事業主の回答から、請求者が請求期間において同社に継続して勤務していたことが認められる上、当該人事情報カードの職歴欄により、請求者が、平成7年4月1日に同社B事業所から同社本店へ異動になったことが確認できることから、請求者の同社本店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る記録を同年4月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500294 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500106 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 6 月 22 日の標準賞与額に係る記録を 2 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 24 年 6 月 22 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 57 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 6 月 22 日

現在の勤務先である A 社において、育児休業期間中の平成 24 年 6 月 22 日に賞与として支払われた業績一時金が、会社の届出が遅れたために将来の年金給付に反映されない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。当該賞与（業績一時金）に係る年金記録を訂正し、年金給付に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された平成 24 年 6 月度の給与明細及び同年に係る賃金台帳並びに事業主の回答により、請求者は同年 6 月 22 日に A 社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、平成 23 年 11 月 20 日から平成 24 年 9 月 23 日まで、事業主は厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく、育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、事業主が請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 26 年 8 月 28 日に届け出したことにより、当該期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付は行われない記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、当該育児休業等の開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記給与明細及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届における当該賞与額から、2万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500226 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500045 号

第1 結論

昭和 53 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 4 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 4 月頃に、国民年金の加入及び付加年金の加入申出の手続を行ったが、当該手続の場所やその際年金手帳が発行されたか否かについては覚えていない。

請求期間の国民年金保険料及び付加保険料は、農協の口座振替により納付していたと思うが、納付書で納付したこともあったかもしれない。国民年金保険料及び付加保険料の額は覚えていない。

請求期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付したはずなので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 53 年 4 月頃に、国民年金の加入及び付加年金の加入申出の手続を行ったと述べているが、請求者の国民年金の付加年金の加入申出の手続時期は、昭和 61 年 4 月 1 日であることがオンライン記録により確認でき、また、請求者の国民年金の加入手続時期も、請求者の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された被保険者の資格取得日及び前述の請求者の付加年金の加入申出の手続時期から、昭和 61 年 4 月頃と推認されることから、請求内容と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料及び付加保険料を口座振替又は納付書により納付していたと述べているが、請求者は、当該保険料の納付方法、納付した金額及び納付頻度等についての具体的な記憶が不明確であることから、請求期間の国民年金保険料及び付加保険料の納付状況が不明である上、請求期間は 96 か月と長期間にわたっている。

さらに、前述の推認される国民年金の加入手続時点において、請求期間のほとんどの期間の国民年金保険料（定額部分）は時効により納付することができない上、前述のとおり、請求者の付加年金の加入申出の手続時期は昭和 61 年 4 月 1 日であることがオンライン記録により確

認でき、付加保険料については、制度上、加入の申出を行った月より前に遡って納付することはできない。

加えて、請求者が述べているように、請求期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一町内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡もない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500253 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500046 号

第1 結論

昭和 52 年 2 月から昭和 53 年 7 月までの請求期間、昭和 54 年 1 月から同年 6 月までの請求期間及び昭和 58 年 5 月から昭和 60 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月から昭和 53 年 7 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 6 月まで
③ 昭和 58 年 5 月から昭和 60 年 1 月まで

請求期間①について、私は、昭和 50 年 3 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、A 市から B 町へ転居した際は、住民票の異動手続と一緒に、国民年金の住所変更の手続を行ったと思う。当該期間の国民年金保険料は、納付時期、納付金額は覚えていないが、納付書により金融機関で納付していた。

請求期間②について、私は、国民年金の再加入等の手続について記憶はないが、B 町から A 市への住民票の異動手続と一緒に、国民年金の住所変更の手続を行ったと思う。当該期間の国民年金保険料は、納付時期、納付金額は覚えていないが、納付書により金融機関で納付していた。

請求期間③について、私は、勤務していた会社を退職後、昭和 58 年 7 月頃に、A 市役所で国民年金の再加入手続を国民健康保険の手続と一緒に行った。当該期間の国民年金保険料は、納付時期、納付金額は覚えていないが、納付書により金融機関で納付していた。

請求期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和 50 年 3 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、A 市から B 町へ転居した際は、住民票の異動手続と一緒に、国民年金の住所変更の手続を行ったと思うと述べているが、請求者の住民票の異動日は、請求者の改製原戸籍の附票の写しにより昭和 53 年 2 月 5 日であることが確認できるところ、請求者の国民年金の住所変更は、昭和

53年8月21日に行われていることが請求者の特殊台帳により確認できることから、請求内容と一致しない。

また、請求者は、請求期間①の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、請求者は保険料の納付時期、納付金額及び納付頻度等について記憶が明確でないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

請求期間②について、請求者は、国民年金の再加入等の手続について記憶はないが、B町からA市への住民票の異動手続と一緒に、国民年金の住所変更の手続を行ったと思うと述べているが、請求者の国民年金の住所変更について請求者の特殊台帳に記載がないことが確認できることから、請求内容と一致しない。

また、請求者は、請求期間②の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、請求者は保険料の納付時期、納付金額及び納付頻度等について記憶が明確でないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

請求期間③について、請求者は、勤務していた会社を退職後、昭和58年7月頃に、A市役所で国民年金の再加入手続を国民健康保険の手続と一緒に行ったと主張しているが、請求者の国民年金の再加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和59年4月頃と推認できることから、請求者の主張と一致しない。

また、請求者は、請求期間③の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、請求者は保険料の納付時期、納付金額及び納付頻度等について記憶が明確でないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500256 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500047 号

第1 結論

平成 13 年 4 月から平成 14 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 17 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 13 年 4 月から平成 14 年 2 月まで

私は、平成 12 年 3 月に自身で経営していた会社を退き、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した。厚生年金保険から国民年金への切替手続についての記憶はないが、国民年金保険料については、納付書が送られてきたので、私が、金融機関で納付していた。

請求期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料として、私が、当該期間に納付した社会保険料が記載された平成 14 年度ないし平成 16 年度及び平成 19 年度の「市民税・県民税課税（非課税）証明書」等の資料を提出する。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、厚生年金保険から国民年金への被保険者資格の切替手続について記憶していないことから、請求者の国民年金の加入状況が不明である。

また、請求期間の国民年金保険料について、請求者は、納付書が送られてきたので、自身が、金融機関で納付していたと主張しているが、請求者は、保険料の納付時期及び納付金額について具体的なことを記憶していないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、当該期間当時居住していた区役所が発行した、平成 14 年度以降、数年度にわたる「市民税・県民税課税（非課税）証明書」等を提出しているが、i) 請求者は、国民健康保険料や国民年金保険料等の個別の社会保険料の具体的な申告額を記憶していないこと、ii) これら資料には、当該社会保険料の種類別内訳が記載されていないこと等から、これらの資料に記載された社会保険料控除の申告額をもって、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

加えて、請求期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、請求期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500255 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500048 号

第1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 52 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 6 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から昭和 40 年 7 月まで
② 昭和 40 年 8 月から昭和 52 年 4 月まで

夫は、昭和 36 年 3 月頃、勤務先の会社から妻の国民年金の任意加入を勧められたので、私の国民年金の任意加入を会社に申し込んでくれた。任意加入後、私が、請求期間①の国民年金保険料を郵便局の窓口で納付していた。昭和 40 年 8 月に他市へ転居してからも、同様に、私が、請求期間②の国民年金保険料を郵便局の窓口で納付していた。

請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料として、昭和 40 年分、41 年分、44 年分、45 年分及び 46 年分の夫の源泉徴収票の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、夫が、請求者の国民年金の任意加入を勤務先の会社に申し込んでくれたと主張しているが、i) 請求者は、国民年金の任意加入手続に直接関与していないこと、ii) 夫は、請求者の国民年金の任意加入を当該会社に申し込んだことを述べるにとどまり、加入手続の際交付される請求者の国民年金手帳について記憶していないこと、iii) 請求者の国民年金の加入手続を行ったとする当該会社から証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、請求者は、任意加入後、請求期間①及び②の国民年金保険料を、郵便局の窓口で納付していたと主張しているが、当該期間の保険料の納付金額及び納付周期を全く記憶しておらず、納付した際に受け取った領収証書についてもはつきりと覚えていないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求期間①及び②当時、厚生年金保険被保険者の配偶者である請求者が国民年金に加入するには、任意加入することになるが、i) 請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者

の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年5月と推認され、請求者の所持する年金手帳においても、同年同月に任意加入したことが確認できること、ii) 当該加入手続時点において、制度上、任意加入適用期間である請求期間①及び②に遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、オンライン記録においても、昭和52年5月よりも前に国民年金の被保険者資格を取得した形跡は見当たらないことから、当該期間は、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

また、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料として、夫の昭和40年分等の源泉徴収票を提出しているが、i) 昭和40年分及び41年分の源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄中の、「申告したもの」欄には金額が記載されていないこと、ii) 昭和44年分ないし46年分の源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄には金額が記載されているものの、その内訳は記載されていないこと、iii) 各年分の源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄に記載された金額は、いずれも推認される各年中の社会保険料給与控除額と請求者が納付したとする各年中の国民年金保険料額とを合わせた金額を下回っていることから、これらの資料を、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付けるものと認めることはできない。

さらに、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。